

平成29年

第 1 回 三戸町農業委員会総会議事録

平成29年1月12日(木) 開催  
於 三戸町役場4階会議室

三戸町農業委員会

1. 開催日時 平成29年1月12日(木) 午後2時0分 から 午後2時30分

2. 開会場所 三戸町役場4階会議室

3. 出席委員 12名

会長 14番 梅田 晃  
会長職務代理者 13番 戸花 進  
委員 番  
委員 2番 老久保 まゆみ  
委員 3番 野中 京子  
委員 4番 一ノ渡 重義  
委員 5番 照井 秀美  
委員 番  
委員 7番 神谷 陽一  
委員 8番 山田 敏実  
委員 9番 沼邊 義雄  
委員 10番 新田 豊  
委員 11番 山下 正一  
委員 12番 山下 泰弘

4. 欠席委員 2名

委員 1番 松原 一夫  
委員 6番 白山 英昭  
委員 番  
委員 番  
委員 番

5. 現地調査報告 名

推進委員  
推進委員

6. 議事日程

第1 会議録署名者の指名について  
第2 会期の決定について  
第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
第5 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  
第6 議案第4号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明(農業経営)について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 遠山 潤造  
主査 平谷 賢一  
臨時職員 蝦名 加代子

8. 議事録署名委員

委員 13番 戸花 進  
委員 2番 老久保 まゆみ

## 9. 会議の概要

議長  
(梅田会長)

始礼を行います。  
ご起立願います。  
「礼」

はじめに農業委員会憲章を唱和いたします。  
7番神谷委員から願います。

**【全員で農業委員会憲章を唱和する。】**

議長

ご着席願います。  
只今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、只今から平成29年第1回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。  
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より指名いたします。  
13番戸花職務代理、2番老久保委員のご両名にお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。  
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。  
これにご異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長

ご異議なしと認め、本日の会議は、1日限りとすることに決定いたします。

議長

日程第3 議案第1号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主査

**【議案第1号を議案書をもとに朗読】**

事務局長

今回の農地法第3条の許可申請は、青年新規就農者に係る申請2名分です。何れも親元就農であり、父母所有の農地について、使用貸借による権利を設定しようとするものです。  
番号1及び2は、桜桃に関して、独立した部門経営を行うものであり、父親所有農地4,285㎡と、母親所有農地605㎡について、経営しようとするものです。また、番号3は、ニンニクに関して、部門経営を行うものであり、父親所有農地12,082㎡について、経営しようとするものです。いずれの場合も、親の経営を引き継ぐものであることから、許可基準である機械・労働力、農作業常時従事要件、地域との調和等に問題は無いほか、下限面積要件も満たしているものです。  
なお、いずれも、青年就農給付金経営開始型の受給を予定していることから、受給要件となっている、5年以内での所有権移転が見込まれるものです。

議長

それでは、質疑を行います。  
何かご質問、ご意見ございませんか。  
発言のある方は挙手願います。

**【無しの声多数】**

議長	<p>質疑を終結いたします。 これより議案第1号を採決いたします。 本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なしの声多数】</b></p>
議長	<p>ご異議なしと認め、本案は可決することに決定致します。</p>
議長	<p>日程第4 議案第2号を議題とします。 事務局より説明願います。</p>
事務局主査	<p><b>【議案第2号を議案書をもとに朗読】</b></p>
事務局長	<p>本件は、平成28年8月10日開催の平成28年第8回総会において、「議案第29号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について(除外)」として、既にご審議頂いたものがあります。</p> <p>農振地域の計画変更が、知事の同意を得て、12月12日付けで決定されたことに伴い、今回、農地法第5条の申請書が提出されたものです。内容につきましては、第8回の総会においてご説明いたしましたが、消毒ゲートの新設に伴い、大型車両の通路等を確保するとともに、死亡豚のアルミ容器保管場所、資材置き場、重機・運搬車両などの待機場所を確保するものです。</p> <p>また、「立地基準」については、「その他の第2種農地」と判断されており、周囲は高低差の大きな山林となっているものです。一般基準についても、計画取得面積、資金調達、周辺農地への影響等の問題は無いものです。</p> <p>なお、農振地域の計画変更に関する町長からの意見聴取に対し、第8回総会での可決を受け、「許可相当」との意見書を平成28年8月19日付けで提出しているところであります。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。 何かご質問、ご意見ございませんか。 発言のある方は挙手願います。</p>
	<p><b>【無しの声多数】</b></p>
議長	<p>質疑を終結いたします。 これより議案第2号を採決いたします。 本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なしの声多数】</b></p>
議長	<p>ご異議なしと認め、本案は許可相当との意見を添えて県知事に送付することに致します。</p>
議長	<p>日程第5 議案3号を議題とします。 事務局より説明願います。</p>
事務局主査	<p><b>【報告第3号を議案書をもとに朗読】</b></p>
事務局長	<p>本件は、農地中間管理機構との契約に係る農用地利用集積計画を審議・決定いただくものです。</p> <p>建設業を営む貸出人は、労働力不足から、所有農地の全てを耕作することが難しいため、一部農地を貸付けたいと考えていたところ、規模拡大を目指す借受予定者がこれに応じたものです。このため、今後、機構を通じ借受予定者へ利用権が設定されることとなります。</p> <p>なお、本件は、中間管理機構に2筆以上のまとまった農地を貸付けすることとなるため、耕作者集積協力金の対象となり、マッチング後に協力金の交付が見込まれるものです。</p>

議長 それでは、質疑を行います。  
何かご質問、ご意見ございませんか。  
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長 質疑を終結いたします。  
これより議案第3号を採決いたします。  
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認し決定することに致します。

議長 日程第6 議案第4号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主査 【報告第4号を議案書をもとに朗読】

事務局長 本件は、贈与税等の納税猶予の特例を受けている受贈者について、農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものであります。  
農地等を推定相続人に一括贈与し、受贈者が農業を継続する場合、租税特別措置法第70条の4並びに地方税法附則第12条第1項により、農地等に係る贈与税及び不動産取得税の猶予の特例を受けることができますが、適用を受ける場合は、税務署及び県民局に対し、3年毎に継続届出書を提出する必要があります。この際、農業委員会が発行する、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を添付することになっているところです。提出しない場合は、納税猶予が打ち切られることとなります。このため、相続人から農業委員会に対し、証明書の申請があった場合には、速やかに発行できるよう、事前の承認を得ようとするものであります。  
なお、贈与税納税猶予継続対象者は4名、不動産取得税徴収猶予継続対象者は11名となっております。

議長 それでは、質疑を行います。  
何かご質問、ご意見ございませんか。  
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長 質疑を終結いたします。  
これより議案第4号を採決いたします。  
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定致します。

議長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

これもちまして、平成29年第1回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。  
終礼を行います。  
ご起立願います。  
「礼」

終了 午後2時30分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名押印する。

平成29年1月12日

議長 梅田 晃  
会長 14 番

印

会議録署名者 戸花 進  
委員 13 番

印

会議録署名者 老久保 まゆみ  
委員 2 番

印